

総務庁長官 山口 鶴男 殿

統計審議会会長 中村 隆英

### 諮問第245号の答申

#### 平成 7 年に実施される通商産業省企業活動基本調査の計画について

通商産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査。以下「企業活動基本調査」という。）は、企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、3年周期で実施することとされている。

今回の企業活動基本調査の計画では、最近の経済情勢の変動状況を踏まえつつ、通商産業省所管の企業統計の体系的整備等の観点から、企業活動の経年的変化を的確にとらえるため調査の周期を3年から毎年とするとともに、貿易業態統計調査（指定統計第58号を作成するための調査）の主要な調査事項を企業活動基本調査に取り込むなどの措置を講ずることとしている。なお、これに伴い、貿易業態統計調査は廃止することとしている。

これらの計画について慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

#### 1 企業活動基本調査の計画

##### (1) 調査の毎年化

最近の我が国の企業活動をみれば、生産拠点の海外移転、海外からの部品調達等の国際化や規制緩和の進展などにより、企業の意思決定の選択肢が拡大し、企業の経営戦略も変化を迫られている。またこのような急速な変化は、企業自身の活動に対してだけでなく、国内経済及び国際経済に大きな影響を及ぼすようになってきている。このように、企業活動に係る著しい変化は従来の3年周期の調査によっては追いきれない局面に至っており、企業活動の動向を経年的に把握する必要性は急速に高まっていると認められる。

しかし、企業活動基本調査の調査事項となっている事業組織及び従業者数、売上高、財務関連事項、企業間の取引及び海外取引、調査及び研究開発、技術の所有及び取引状況、情報ネットワークの状況並びに親会社、子会社・関連会社の状況についてみれば、毎年把握する必要性の高いものがある一方で、必ずしもその必要性が認められないものもある。また、企業活動の変化を的確にとらえる観点から、海外現地法人の生産、投資等の動向、リース資産の動向など、新規調査事項の充実を図ることも検討すべきである。これらを踏まえ、調査事項について、3年周期を基本とする内で、毎年把握すべき事項と周期的に把握

すべき事項を整理する必要がある。

したがって、平成7年の調査は基本的には前回と同様の計画で実施し、調査事項の在り方を再検討の上、平成8年以降、調査を毎年実施することとすべきである。

なお、調査事項の在り方を再検討するに当たっては、①毎年継続的に把握すべき事項や、企業活動の国際化、多角化などの状況を踏まえ周期的に把握すべき事項など、調査事項の意義づけを明らかにすること、②中長期的な経済情勢の変動に応じて、調査事項の見直しを弾力的に行うこと、③記入者負担の軽減を図ること、④関係統計調査の調査事項との関連を十分検討し、調査結果の総合的活用を図ることに留意すべきである。

## (2) 企業関係統計調査の体系的整備及び記入者負担の軽減

通商産業省の企業統計体系の整備及び記入者負担の軽減を図るため、今回の計画では、企業活動基本調査を毎年化するとともに、①貿易業態統計調査について、主要な調査事項を企業活動基本調査に取り込んだ上廃止する、②海外事業活動基本調査及び我が国企業の海外事業活動動向調査について、企業活動基本調査と重複する客体に関し、基本的事項を企業活動基本調査に取り込んだ上その調査結果を集計上利活用することとしている。

これらの措置により、企業関係統計調査の体系的整備が進むとともに、重複の排除により調査客体の記入負担の軽減が図られるものとなっていると認められ、おおむね妥当である。

また、通商産業省所管のその他の企業関係統計調査は、企業活動基本調査との関係についてみれば、①詳細調査であるため、概括的な調査との調査事項の整理の必要性は認められないこと、②特定個別分野の調査であるため、各分野を横断する調査との調整を要しないことから、今回の見直し範囲は妥当であると認められる。

## (3) 調査事項の変更

関係統計の体系的整備の観点から、貿易業態統計調査、海外事業活動基本調査等の主要な調査事項を取り込むこと及び平成4年の商業実態基本調査（指定統計第98号を作成するための調査）との連携実施に伴い取り込まれた調査事項を削除することについては、妥当である。

しかし、記入者負担の軽減を図る観点から、①「輸出高及び輸入高」に関する事項の定義の明確化、②「不動産賃借料」及び「動産賃借料」の統合を行うなどの必要がある。

## (4) 調査の期日等の変更

調査期日については、企業の決算時期を考慮すべきとの前回調査の際の当審議会答申を踏まえ、10月1日から6月1日に変更することとしており、妥当である。

ただし、調査票の提出期限とされている6月末日については、株主総会の開催など調査客体が多忙な時期に当たることを考慮し、7月15日に変更すべきである。

#### (5) 集計、分析、公表等

集計、分析に当たっては、企業活動の企業属性ごとの時系列把握を充実する必要がある。

また、公表に当たっては、冊子、報告書に盛られたもの以外の情報についても、必要に応じ、磁気テープ等により提供することを検討すべきである。

#### (6) 中期的課題

経営の国際化、多角化等の進展に応じた企業の活動を的確にとらえるため、企業活動基本調査の対象外となっている産業分野について、関係省庁は、企業活動基本調査の調査結果を参考として体系的整備の検討を進める必要がある。また、企業活動の把握の充実の観点から、通商産業省は、サービス業及び飲食店に属する事業所を有する企業について、調査対象に含めることを検討する必要がある。

なお、中期的に調査事項の整備を進めるに当たっては、子会社等を含む集団としての企業の動向の把握や企業活動の国際的展開の状況の的確な分析などの充実を検討する必要がある。

### 2 貿易業態統計調査の廃止

貿易業態統計調査については、企業活動基本調査により基本的なデータが今後とも得られることとなることから、平成7年から廃止することは妥当である。

その際、貿易業者に特化した集計結果を公表するなど、これまでの利用者に配慮した措置を検討する必要がある。

### 3 工業実態基本調査等の取扱い

工業実態基本調査及び商業実態基本調査については、今後とも企業活動基本調査と連携の上実施すべきであるが、中小企業の活動の把握を中心とする調査としての在り方や調査の周期について見直し、平成10年から実施に移すよう早急に検討を進め結論を得る必要がある。